

発行 川越市議会 編集 川越市議会事務局 電話 049-224-8811 (内線3621・3622)

平成17年
3月
定例会から

平成十七年度当初予算

などを可決

自動車の「川越」ナンバー創設の

実現に関する意見書を可決

平成十七年川越市議会第一回定例会は、二月二十八日開会され、会期は二十五日間で、継続審査案件を含め七十一件の案件を審議し、三月二十四日閉会いたしました。

表の時期及び方法を定めたものです。

川越市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決

人事院規則の一部改正に準じて、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、新たに特別休暇を受けられる場合として、職員の子又は小学校就学開始の時期に達するまでの子を養育する場合を追加し、五日の範囲内で特別休暇を取得できるようにしたとともに、規定の整備をしたものです。

川越市乳幼児医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決

支給の対象を拡大するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の内容は、従来小学校就学の始期に達するまでの乳幼児の入院及び通院に係る医療費が支給の対象でしたが、入院については支給の対象を中学校卒業までに拡大し、併せて、通院の場合の自己負担を廃止するものです。これに伴い題名を「川越市子ども医療費支給に関する条例」と改めたとともに、規定の整備をしたものです。

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する

条例

川越市乳幼児医療費支給に関する条例の

一部改正など
十二件を可決

川越市行政組織条例の一部を改正する条例を定めることについて 原案可決

第五十九回国民体育大会が終了したに伴い、国体事務局を廃止するため、本条例の一部を改正したものです。

改正の主な内容は、国体事務局に係る規定を削除したものです。

川越市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例を定めることについて 原案可決

地方公務員法の一部改正によ

り、新たに「人事行政の運営等の状況の公表」が義務づけられることに伴い、本条例を制定したものです。

主な内容は、任命権者が市長に対して行うこととなる「前年度における人事行政の運営の状況の報告」及び公平委員会が市長に対して行うこととなる「前年度における業務の状況の報告」について当該報告の事項及び時期を定めるとともに、市長が行うこととなる「任命権者からの報告の概要及び公平委員会からの報告の公表」について当該公